

全国施行時特例市市長会の解散に関する決議

本市長会は、地方自治の担い手として平成 12 年 11 月に「全国特例市連絡協議会」として設立され、平成 21 年 4 月には「全国特例市市長会」に名称を変更し、平成 27 年 4 月には、前年に成立した「地方自治法の一部を改正する法律」により特例市制度が廃止されたことに伴い、「全国施行時特例市市長会」に名称を変更し、地方分権を一層推進するとともに、会員市の中核市への移行を円滑に行うことを目指し、国等への政策提案や意見表明等を行ってきた。

平成 27 年 4 月の改正地方自治法の施行後、これまでに 12 市が中核市への移行を行い、平成 27 年 4 月時点で 39 市だった会員市も、現在では 27 市となっており、本市長会の果たすべき役割は一定程度達成されたといえる。

一方で、施行時特例市の中核市への移行特例期間が令和元年度末で終了することにより、人口 20 万人未満の会員市と 20 万人以上の会員市とでは、中核市移行に関し、その状況が異なることとなる。

そこで、会員市の総意をもって以下の内容を決議する。

- 1 全国施行時特例市市長会は、令和 2 年 3 月 31 日をもって解散する
- 2 令和 2 年 2 月 29 日時点における残余の財産は、会員市へ均等に返金する

令和元年 11 月 21 日
全国施行時特例市市長会